

令和6年度由布市住民税非課税世帯給付金・ 低所得者の子育て世帯への加算給付金のご案内

班回覧

＊支給対象（下の条件に**全て**あてはまる世帯）

- 基準日（令和6年12月13日）時点で由布市に住民登録があること
- 世帯全員が、住民税の課税がされていないこと
- 世帯全員が、住民税課税となる他の親族から扶養を受けていないこと

1世帯につき
3万円給付

下にあてはまる子どもがいる世帯に対しては、 子育て世帯への加算給付金があります

- 上記の支給対象世帯の中にある平成18年4月2日以降に生まれている子ども
※子ども1人の世帯や実際に生計を同一にしていない子ども（施設入所等）は除く

対象世帯の
子ども1人につき
2万円加算

＊申請方法

要返送

- ①対象となる世帯には、3月末から順次確認書が届きます。
- ②中身を確認して、同封の返送用封筒に入れて**返送してください**。

返送期限：令和7年6月30日(月) 消印有効

※返送期限を過ぎた確認書は受け付けられませんのでご了承ください。

＊支給方法

確認書記載の口座に振り込みます。
由布市が確認書を受理した日から2週間程度時間を要します。

裏面もご確認
ください



※支給対象となり得る世帯で、以下の場合は別途申請が必要です※

- 世帯に未申告の方がいる世帯
- 令和6年1月2日以降に由布市に転入した方がいる世帯
- 令和6年12月13日から令和7年6月30日に生まれた子ども

＊申請方法【申請が必要となる世帯】

要申請

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。下記方法で申請が可能です。

①申請用紙で申請

申請書は本庁舎福祉課、挾間地域振興課福祉保健係、湯布院地域振興課福祉係の窓口にあります。

由布市公式ホームページでもダウンロード可能です。

由布市公式
ホームページ



②WEBで申請

右のQRコードを読み取って質問事項等に回答してください。

WEB申請用
QRコード



※**未申告の方は住民税の申告が必要**です。

申告を行い、非課税世帯であることが確定した後に申請を行ってください。

※令和6年1月2日以降の入国者または出生者を世帯主とする世帯は対象外となります。

受付期限：令和7年6月30日(月) 消印有効



給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに由布市や国(の職員)などを名乗る不審な電話や郵便があった場合は、由布市や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

給付金コールセンター 0120-010-260

平日 9:00~18:00 / 土日祝 9:00~17:00